

妊孕性温存療法委員会規程

(設置)

第1条 本院におけるがん患者等の妊孕性温存療法を検討するため、妊孕性温存療法委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者又は、所属の代表者を委員として組織し、代表者の選任は該当所属長が行う。

- (1) がん診療対策プロジェクトリーダー
- (2) 呼吸器・アレルギー・血液内科
- (3) 消化器・代謝内科
- (4) 消化器外科・小児外科・乳腺外科
- (5) 脳神経外科
- (6) 整形外科
- (7) 産婦人科
- (8) 小児科
- (9) 泌尿器科
- (10) 放射線治療科
- (11) 総合診療科
- (12) 腫瘍内科
- (13) 中央放射線部
- (14) 医療情報部
- (15) 入退院支援センター
- (16) 薬剤部
- (17) 看護部
- (18) 医療サービス課
- (19) 医療相談室
- (20) 病院管理課
- (21) その他 委員長が必要と認める者

(委員長、副委員長)

第3条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、病院長が指名した者をもって充て、副委員長は委員長が指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委 嘱)

第5条 委員は、委員長が委嘱する。

(会 議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の意見を求めることができる。また委員の会議への代理出席を認める。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 4 議決を要する事項については、出席者の過半数の同意を要するものとする。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる内容について審議する。

- (1) 本院における妊孕性温存療法の運営、体制整備、教育活動に関すること。
 - (2) 奈良県におけるがん・生殖医療ネットワークに関すること。
 - (3) 妊孕性温存療法の地域普及に関すること。
 - (4) その他、妊孕性温存療法を実施する上で必要な事項
- 2 審議事項のうち必要なものは、がん診療連携拠点病院運営検討委員会、難病診療連携拠点病院運営検討委員会に諮る。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、病院管理課において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附 則) 令和3年12月2日

- 1 この規程は、令和3年12月2日から施行する。